

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成 30 年 8 月 13 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800026号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800072号

第1 結論

1 請求期間①について、請求者のA社(後に、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成17年3月1日及び平成23年9月1日に、喪失年月日を平成22年9月1日及び平成26年10月1日に訂正し、平成17年3月から平成22年8月まで、平成23年9月から平成26年9月までの標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

平成17年3月1日から平成22年9月1日までの期間及び平成23年9月1日から平成26年10月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

2 請求者のA社における標準賞与額を平成24年6月8日は98万9,000円、同年12月10日、平成25年3月29日及び同年9月18日は150万円、同年11月29日は89万5,000円、平成26年3月31日は150万円、同年5月30日は109万6,000円、同年9月30日は97万2,000円に訂正することが必要である。

平成24年6月8日、同年12月10日、平成25年3月29日、同年9月18日、同年11月29日、平成26年3月31日、同年5月30日及び同年9月30日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年3月1日から平成26年10月1日まで
② 平成24年6月8日
③ 平成24年12月10日
④ 平成25年3月29日
⑤ 平成25年9月18日
⑥ 平成25年11月29日
⑦ 平成26年3月31日
⑧ 平成26年5月30日

⑨ 平成 26 年 9 月 30 日

日本年金機構の厚生年金保険の資格取得に係る指導の欠如及び社会保障に関する日本国と C 国との間の協定の未発効により、A 社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録及び賞与の記録が無い。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間①について、B 社の事業の継承先である D 社から提出された請求者に係る平成 17 年分から平成 20 年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿、平成 21 年分の賃金台帳及び平成 23 年分から平成 26 年分までの源泉徴収簿兼賃金台帳並びに平成 24 年分を除く平成 17 年分から平成 26 年分までの給与所得の源泉徴収票から、請求者は、請求期間①において、A 社に継続して勤務し、事業主から報酬を受けたことが確認できる。

一方、前述の所得税源泉徴収簿等により、請求者は、請求期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できるため、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 1 項の規定に該当しないことから、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することができない。

また、前述の資料及び日本年金機構の回答により、請求期間①について、平成 17 年 3 月 1 日から平成 22 年 9 月 1 日までの期間及び平成 23 年 9 月 1 日から平成 26 年 10 月 1 日の期間についての標準報酬月額が 62 万円と認定することができるが、平成 22 年 9 月から平成 23 年 8 月までの期間については、当該期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額が確認できないことから、標準報酬月額を認定することはできない。

以上のことから、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成 17 年 3 月 1 日及び平成 23 年 9 月 1 日に、喪失年月日は平成 22 年 9 月 1 日及び平成 26 年 10 月 1 日であると認められ、請求期間①のうち、平成 17 年 3 月から平成 22 年 8 月まで、平成 23 年 9 月から平成 26 年 9 月までの標準報酬月額を 62 万円とすることが必要である。

なお、平成 17 年 3 月 1 日から平成 22 年 9 月 1 日までの期間及び平成 23 年 9 月 1 日から平成 26 年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

- 2 請求期間②から⑨までの期間について、D 社から提出された請求者に係る平成 24 年分から平成 26 年分までの源泉徴収簿兼賃金台帳により、請求者は、事業主から請求期間②に 98 万 9,510 円、請求期間③に 200 万 1,175 円、請求期間④に 269 万 9,997 円、請求期間⑤に 180 万 2,674 円、請求期間⑥に 89 万 5,998 円、請求期間⑦に 233 万 1,325 円、請求期間⑧に 109 万 6,197 円、請求期間⑨に 97 万 2,519 円の賞与の支払を受けたことが確認できる。

一方、前述の源泉徴収簿兼賃金台帳により、請求者は、請求期間②から⑨までの期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できるため、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定に該当しないことから、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することができない。

以上のことから、請求者の A 社における標準賞与額を請求期間②は 98 万 9,000 円、請求期

間③から⑤までの期間はそれぞれ150万円（標準賞与額の上限額）、請求期間⑥は89万5,000円、請求期間⑦は150万円、請求期間⑧は109万6,000円、請求期間⑨は97万2,000円に訂正することが必要である。

なお、平成24年6月8日、同年12月10日、平成25年3月29日、同年9月18日、同年11月29日、平成26年3月31日、同年5月30日及び同年9月30日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求者は、社会保険事務所（平成22年以降は年金事務所）の請求者の厚生年金保険の資格取得に係る指導の欠如及び社会保障に関する日本国とC国との間の協定の未発効が当該訂正請求に至らしめた理由であると主張しているが、年金記録の訂正請求においては、関連資料や保険料控除が推認できる周辺事情から請求者の厚生年金の記録を訂正するか否かを判断するものであって、請求者の当該主張をもって、請求者の厚生年金保険の記録の訂正を認めることはできない。